

# 「場」に関する議論の方向性

## 1 これまでの議論

### ◆ 今期懇談会（R3年度～）における論点

- 過疎地域の中でも差が生じていることを踏まえ、「活力ある関係の創出を実現している地域の施策について他の地域への横展開を図ること」が主要テーマ。特に、市町村ごとの「社会増減」の状況の違いに着目して議論。

（R3年度以降の開催経緯）

R3. 12. 21	R3年度第1回懇談会	「過疎地域における社会増減の状況と今後の議論の進め方」
R4. 2～	過疎市町村へのアンケート調査	
3. 24	R3年度第2回懇談会	「過疎対策における課題と社会増市町村の取組について」
7～10	現地視察	
R5. 3. 22	R4年度懇談会	「現地視察結果及び今後の議論の方向性について」

### ◆ R5. 3. 22 懇談会における議論

- 社会増団体について政策的な観点からは明確な共通点を見いだすことは困難だったことから、次回以降、社会増団体に共通して観察できる「場※」の存在の有無や中心的な要素について追加調査を実施。

※ 多様な世代が集まる「拠点」としてのハード面、地域づくり活動などソフト面の両面の観点での「場」を捉えて表現

⇒ 追加調査では、社会増団体に対し、

- ① 「場」の有無
- ② 「場」づくりにおいて参考とした団体、
- ③ （アドバイザーがいたならば、）その存在を誰から教わったのか などをアンケート調査・ヒアリング。

## <前回懇談会における委員からの主な意見>

### ( 場の役割・具体例 )

- ・ 「場」は、対話の場が基本としてあって、そこで人々がつながっていき、最終的にはネットワーク形成ができるというのがこの「場」の意味合い。その「場」の形成においては意外とハードが重要であり、集会場やコミュニティーカフェなど色々なケースが考えられる。
- ・ 小中高の教育機関は地域の拠点になる。その意味で高校の魅力化や小中学校の総合的学習の時間などのインパクトを改めてしっかりと捕らえることが必要。
- ・ 都市であれば商店街といったように、その都市や地域の性格に応じた望ましい「場」のあり方があるのではないかと。
- ・ 集落が管理している自治公民館が、集落単位の小さなコミュニティーの場になっているが、維持管理ができず活用されていないところがある。
- ・ 「場」の例として、住民同士が集まって対話するワークショップが考えられる。

### ( 人材 )

- ・ 「場」にプラスして「人材」も非常に重要。
- ・ 「場」を作っている人を詳しく見るとよい。例えば、地域おこし協力隊、集落支援員、公務員OBなど色々なパターンがある。
- ・ いわゆる物理的な「場」にどのような場面がつかれるか、それを誰がコーディネートするかが重要。

### ( 調査期間 )

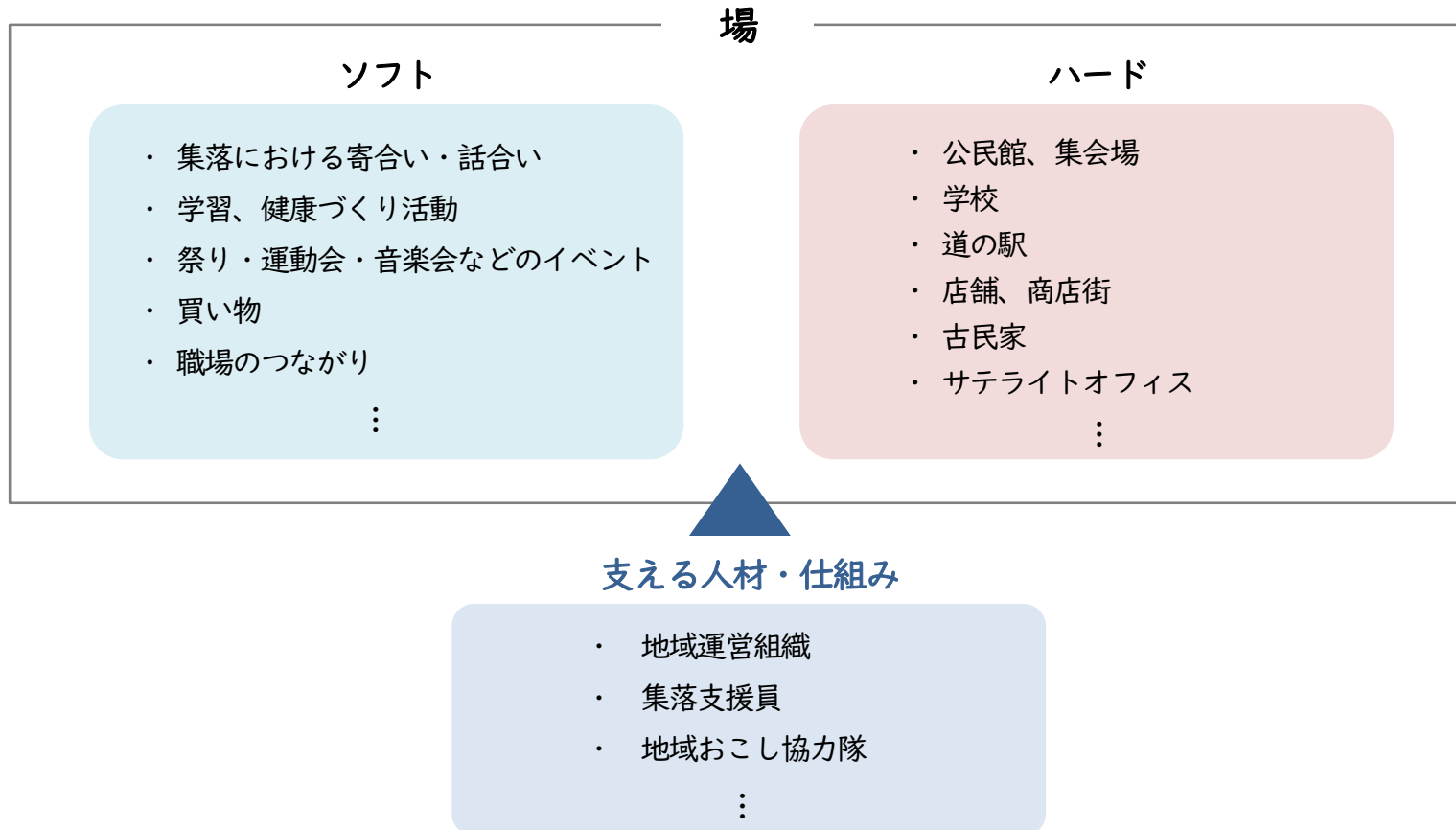
- ・ 色々な要因が重なり合って、長い時間をかけて社会増に結びつくものであり、長期間で分析するのは非常に重要。
- ・ ここ10年くらいで若い世代のローカル志向があるのは確かであり、中長期的な把握が重要。

## 2 「場」に関する今後の議論の方向性

- 「場」を明確に定義するのは困難だが、共通のイメージとしては、
- ・ 人と人が集い、対話し、交流する、ゆるやかなコミュニティ（ソフト面）
  - ・ このようなコミュニティが生まれる地域内の特定の場所（ハード面）
- と考えられるのではないか。

※「社会増」の要素としては、外から人を呼び込む（転入促進）だけでなく、地域に人を留める（転出抑制）という観点もある。

### <具体的なイメージ>



- 「場」に関する議論を進めるにあたっては、
  - ・ 「場」を支える「人材」「仕組み」が重要な役割を果たしているのではないか。
  - ・ 「ソフトな場」そのものを観察することが難しいため、ヒアリングや、ハード面あるいは人材・仕組みの側からの把握が有効ではないか。
  - ・ 短期的な施策の影響等を除く観点から、10年間程度の中長期での分析が必要ではないか。
  - ・ 市町村より小さな単位である集落・小学校区等にも着目してはどうか。

#### (今後の調査の方向性)

- 上記を踏まえ、「場」に関する具体的な事例を把握するため、以下のとおり調査をしてはどうか。

##### (1) ヒアリング調査

- ・ 今回の懇談会において、島根県飯南町、高知県から取組を紹介いただく。(→議題2)
- ・ このほか、事務局において追加で地方公共団体へのヒアリングを実施。

##### (2) アンケート調査

- ・ 過疎関係市町村(卒業団体を含む)に対して、ハード面や場を支える人材・仕組みの側面から、「場」に関する具体的な取組について、アンケート形式で調査を実施。(→詳細は議題3)

[ 参考 ] 過疎関係市町村等におけるH22からR2までの10年間の社会増減の状況 ※数値は市町村数

( 地域区分別 )

	社会増	社会減	計
現行法に基づく過疎関係市町村	203	682	885
うち全部過疎	151	562	713
うち一部過疎・みなし過疎	57	115	172
卒業団体（上記を除く）	28	15	43
うち旧全部過疎	6	5	11
うち旧一部過疎・みなし過疎	22	10	32

( 全部過疎市町村：人口・増減率別 )

	社会増					社会減	計	
	5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上			
3,000人未満	63	33	11	8	5	6	90	153
3,000人以上5,000人未満	29	23	5			1	75	104
5,000人以上10,000人未満	34	26	6	2			134	168
10,000人以上20,000人未満	13	10	3				134	147
20,000人以上	12	11	1				129	141
計	151	103	26	10	5	7	562	713

(注) 国勢調査における10年間の転入者数が転出者数を上回る市町村を社会増団体、下回る市町村を社会減団体としている。

転入者数・転出者数については、H27調査における5年前からの転入・転出、R2調査における5年前からの転入・転出の人数をそれぞれ合計した数。